

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

住宅の新築・新規購入を検討されている若者世帯の方へ

若者世帯の方が住宅を新築・新規購入する場合、条件を満たすと「安芸高田市若者世帯住宅新築等補助金」を交付することができます。

若者世帯住宅新築等補助金

目的

若者の定住を促進するため、住宅を新築又は新規購入する若者世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

市内業者の施工により新築し、又は市内不動産業者から新規購入する者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 申請者が申請日の属する年度の4月1日において年齢が40歳未満
- (2) 40歳未満の配偶者（パートナーも含む）と同居予定
- (3) 18歳未満の子と同居予定

※住宅の所有権を共有している場合は、申請者及び配偶者の所有権の持分を合算したものが2分の1以上を有する場合に限りします。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

項目	区分	補助額
若者世帯住宅新築等補助金	若者世帯	25万円

必要書類

住宅の契約を締結した日から 3 か月以内に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 若者定住住宅新築等補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 申請書及び同居予定者の住民票の写し（住民票の写しで申請者と同居予定者の関係が確認できない場合は戸籍等）
- 3 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し（取得価格が分かるもの）
- 4 住宅の位置図、平面図及び立面図（延床面積が分かるもの）

必要書類

住宅の引き渡しを受けた後、3 か月又は交付決定日の年度末のいずれか早い日までに次の書類を添えて実績報告が必要です。

- 1 若者世帯住宅新築等補助金実績報告書（様式第 6 号）
- 2 対象住宅に係る補助決定者及び同居者の住民票の写し（住宅に住民票が異動したことがわかるもの）
- 3 住宅の建物の登記事項証明書の写し
- 4 住宅の取得費用に係る領収書
- 5 住宅の写真

※交付額確定後、請求書の提出が必要です。

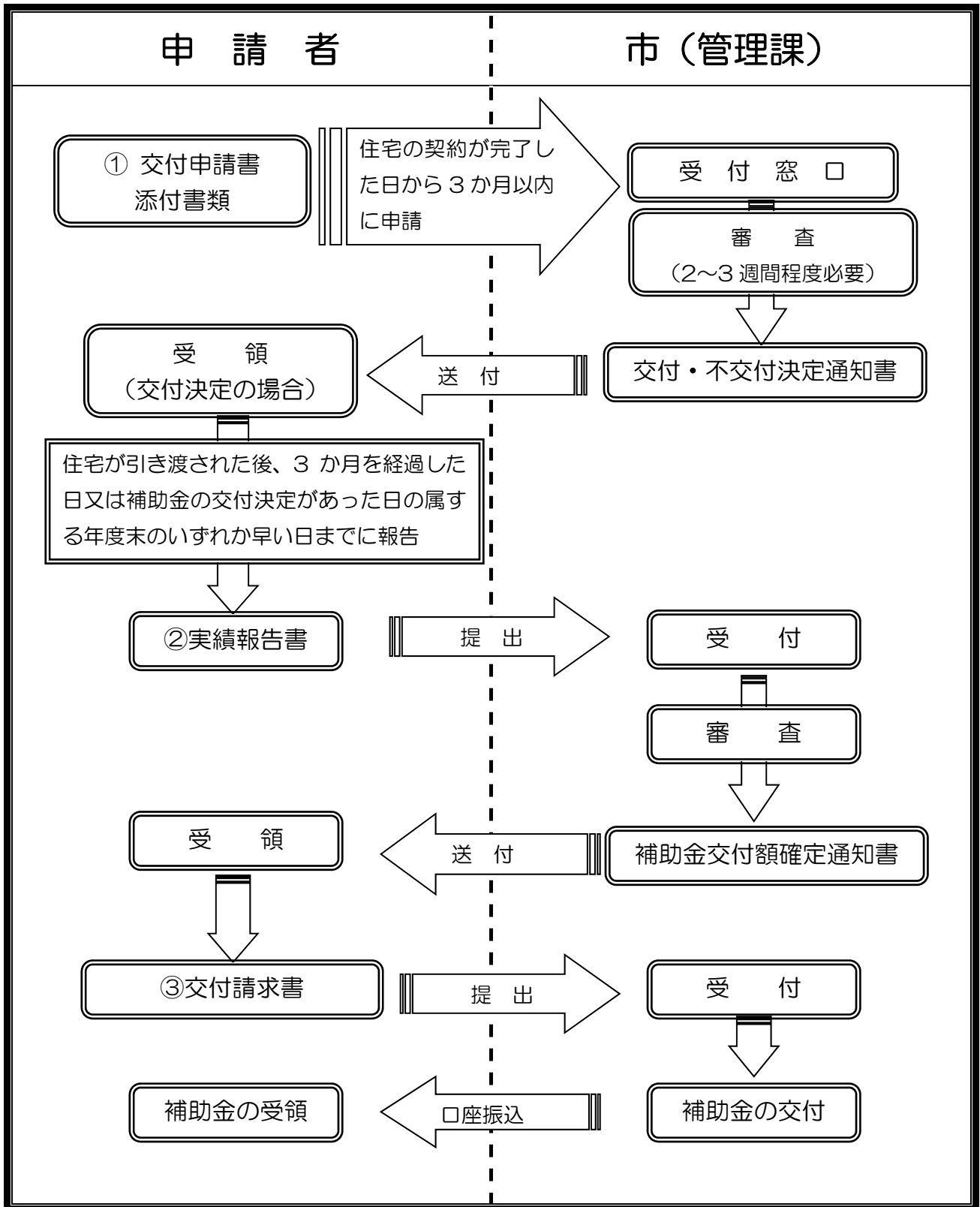
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1201 Fax (0826) 47-1206

若者世帯住宅新築等補助金手続きの流れ



申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、若者世帯住宅新築等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、若者世帯住宅新築等補助金交付請求書（様式第8号）を安芸高田市建設部管理課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から当該事由が生じた日までの期間を5年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額となります。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から5年未満で、対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき
- 3 補助金の交付を受けた日から5年未満で、世帯全員が転居又は転出したとき
- 4 補助金の用途が不相当と認められたとき